

# 泉南市木造住宅耐震シェルター設置費補助金交付要綱

策 定 平成 27 年 4 月 1 日 要綱第 1 号  
一部改正 平成 30 年 4 月 1 日 要綱第 1 号

## (目的)

第 1 条 この要綱は、地震による木造住宅（国及び地方公共団体が所有する建築物を除く。以下同じ。）の倒壊から居住者の生命を守り、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、耐震シェルターを設置する者に対する泉南市木造住宅耐震シェルター設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する建築物のうち木造のもので、かつ一戸建て住宅、長屋住宅及び共同住宅に該当するもの（当該木造住宅が店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあつては当該用途に該当する部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 未満であるものに限る。）をいう。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律 123 号）第 4 条第 2 項第 3 号に規定する技術上の指針に基づき、耐震改修技術者が木造住宅の耐震性について判定するものであつて、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法（時刻暦応答計算による方法を除く。以下同じ。）」その他市長が適当と認める方法に基づき、木造住宅の耐震性について判定する診断をいう。ただし、当該「一般診断法」または「精密診断法」は、原則として「2012 年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」によるものをいう。
- (3) 耐震診断技術者 次のいずれかに該当する技術者をいう。
  - ア 一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅耐震診断講習を受講し、「受講修了証明書」の交付を受けた者
  - イ 公益社団法人大阪府建築士会が原則として平成 24 年度以降に主催した「既存木造住宅の耐震診断改修講習会」を受講し、かつ受講終了者名簿に登録されている者
  - ウ その他市長がア及びイに掲げる者と同等以上の技術を有すると認めた者
- (4) 耐震診断結果 耐震診断の判定方法である「一般診断法」又は「精密診断法」、その他市長が適当と認める方法による総合評価における上部構造評点（ただし、市長が適当と認める方法にあつては、当該方法を用いて得た数値）をいう。
- (5) 耐震シェルター 地震発生時に居住している木造住宅の倒壊から自らの命を守るための装置で国土交通省又は一般財団法人日本建築防災協会及び日本総合試験所などの公的試験機関で確認又は評価を受けたもの

## (補助対象建築物)

第 3 条 補助の対象となる木造住宅（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。ただし、この要綱に基づき既に補助金の交付を受けたものは、対象外とする。

- (1) 原則として、昭和 56 年 5 月 31 日以前に法第 6 条第 1 項に規定する確認を受けて建築された、地階

を除く階数が2以下の木造住宅であること。

- (2) 耐震診断結果の数値が1.0未満である木造住宅であること。
- (3) 現に居住している木造住宅及びこれから居住する木造住宅であること。
- (4) 泉南市木造住宅耐震改修補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定を受けていないこと。

2 補助対象建築物の所有者と占有者又は土地所有者が異なる場合は、当該建築物に耐震シェルター設置を行うことについて、当該利害関係者との協議が整っていないなければならない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象建築物の所有者であって、次の各号のいずれにも該当すること。

- (1) 直近の補助対象者の課税所得金額が5,070,000円未満であること。
- (2) 泉南市の市税に未納がないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象経費は、補助対象建築物の1階部分への耐震シェルターの設置（耐震シェルターの購入、運搬及び既存床等の補強に要する費用を含む）に要する費用とする。

2 耐震シェルターの基数は、補助対象建築物1戸あたり1基とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は400,000円を限度とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「泉南市木造住宅耐震シェルター設置費補助金交付申請書（様式第1号）」に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 法第6条第4項に規定する確認済証の写し又は同法第7条第5項に規定する当該建築物の検査済証の写し（当該書類がない場合は、建築された年月日が確認できるもの。）
- (2) 建物現況図（付近見取り図・配置図・平面図）
- (3) 補助対象建築物の耐震診断報告書
- (4) 耐震シェルター設置箇所及び仕様
- (5) 耐震シェルター設置に要する費用が分かる見積書
- (6) 耐震シェルター設置に係る工程表
- (7) 補助対象建築物の所有者が分かる書類
- (8) 申請者の世帯全員（補助申請する前年度の3月31日において、満16歳以上の者に限る。）直近の所得証明書
- (9) 申請者の世帯全員の記載がある住民票
- (10) 市税に未納がないことを証する書類
- (11) 補助対象建築物の所有者と占有者又は土地所有者が異なる場合は、耐震シェルター設置に係るそれらの利害関係人の同意書
- (12) 補助対象建築物及び土地の所有者が複数あるときは、すべての所有者の耐震シェルター設置に係

る同意書

(13) 中古住宅売買契約書（中古住宅購入に併せて耐震シェルターを設置する場合）

(14) その他市長が必要と認める書類

2 前項第7号から第10号に掲げる書類で本人の同意があり、かつ、公簿等で確認できるものについては省略することができる。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の申請書を受領したときは、当該申請の内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたものについて予算の範囲内で補助金の交付を決定し、「泉南市木造住宅耐震シェルター設置費助金交付決定通知書（様式第2号）」により当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該補助金の交付について条件を付けることができる。

2 市長は、第1項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことに決定したときは、「泉南市木造住宅耐震改修補助金不交付決定通知書（様式第3号）」により当該申請者にその理由を付して、その旨を通知するものとする。

3 申請者は、第1項の補助金交付決定前に耐震シェルター設置に係る契約を交わしてはならない。

(権利譲渡の禁止)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保してはならない。

(耐震シェルター設置の着手)

第10条 補助決定者は、当該通知書を受け取った日からおおむね30日以内に耐震シェルター設置に着手するものとし、着手したときは直ちに「泉南市木造住宅耐震シェルター設置着手届（様式第4号）」に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震シェルター設置に係る契約書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(シェルター設置の変更及び中止)

第11条 補助決定者は、交付申請内容を変更しようとするときは、第8条に準じて「泉南市木造住宅耐震シェルター設置計画変更承認申請書兼木造住宅耐震シェルター設置費補助金交付変更申請書（様式第5号）」を市長に申請し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合、第8条1項に準じて当該申請の内容を審査し、適当と認めたものについて決定の内容を変更し、「泉南市木造住宅耐震シェルター設置計画変更承認通知書兼木造住宅耐震シェルター設置費補助金交付変更決定通知書（様式第6号）」により通知するものとする。

3 補助決定者は、前項の規定により補助金の交付変更決定の通知を受けたときは、速やかに耐震改修シェルター設置の工事業者と契約し、当該変更契約書の写しを市長に提出しなければならない。

4 補助決定者は、耐震シェルターの設置を中止しようとするときは、あらかじめ「泉南市木造住宅耐震シェルター設置中止届（様式第7号）」を市長に提出しなければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、第8条の補助金交付の決定は、取り消されたものとみなす。

(完了報告)

第 13 条 補助決定者は、耐震シェルター設置後、「泉南市木造住宅耐震シェルター設置完了報告書（様式第 8 号）」に次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震シェルター設置に要した費用の支払いに係る請求書又は領収書の写し
- (2) 耐震シェルター設置に要した費用が分かる明細書
- (3) 設置前、設置中及び設置完了後の写真
- (4) 耐震シェルターの出荷証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による完了報告は、耐震シェルター設置の完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付申請にかかる会計年度の 2 月 25 日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 13 条 市長は、前条の規定による完了報告書を受領したときは、当該報告の内容を審査し、耐震シェルター設置が行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、「泉南市木造住宅耐震シェルター設置費補助金交付確定通知書（様式第 9 号）」により、速やかに補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 14 条 補助決定者は、前条の規定による補助金交付確定の通知を受けたときは、「泉南市木造住宅耐震シェルター設置費補助金交付請求書（様式第 10 号）」に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に補助金の交付を請求するものとする。

- (1) 耐震シェルター設置に要した費用の支払いに係る領収書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第 15 条 市長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求者に対し補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第 16 条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を交付目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。
- (5) その他市長が不適當であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、「泉南市木造住宅耐震シェルター設置費補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）」により補助決定者にその理由を付して、その旨を通知するものとする。

(補助金の返還)

第 17 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助決定者に当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、「泉南市木造住宅耐震シェルター設置費補助金返還命令書

(様式第 12 号) 」により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助決定者に対する指導)

第 18 条 補助決定者は、補助事業が予定の期間に完了しない場合や補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

2 市長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、必要があると認める場合には、補助決定者に対し、報告を求め、必要な指導及び助言をすることができる。

(帳簿類の整備、保存)

第 19 条 補助決定者は、当該補助事業に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び書類を整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を補助金の交付決定に係る年度の翌年から起算して、5年間保管しなければならない。

2 補助決定者は、市長から前項の帳簿類等の提出の指示があったときは、当該帳簿類等を速やかに提出しなければならない。

(雑則)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。